

苫小牧市こども どまんなかアクション ロゴマーク使用規程

この規程は、苫小牧市こども どまんなかアクション ロゴマーク（以下、ロゴマークという）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 ロゴマークは、こどもや親子を対象としたイベントなどの周知を目的として、印刷物や媒体等に広く使用する。

（趣旨）

第2条 ロゴマークは、こどもや親子を対象としたイベント等であることをわかりやすく示すものであり、特定の企業又は団体等の活動やイベント等について苫小牧市が保証するものではない。

（権利）

第3条 ロゴマークに関する著作権や使用の許可に関する一切の権利は、苫小牧市に帰属するものとする。

（仕様）

第4条 ロゴマークの使用に当たっては、市が提供するデータを使用するものとし、ロゴマークの一部だけの使用、変形等のデザインの変更は認めない。

（使用申請）

第5条 非営利活動を目的としてロゴマークの使用を希望する者は、インターネットを利用して届出フォームに必要事項を入力して送信（以下、電子届出という）をしなければならない。

2 営利活動を目的としてロゴマークの使用を希望する者はインターネットを利用して届出フォームに必要事項を入力して送信（以下、電子申請という）をしなければならない。また、これに併せて次の各号に定めるものを提出しなければならない。

- (1) 企画書等、ロゴマークの使用内容がわかるもの。
- (2) ロゴマークの使用状況がわかる完成品又は見本。
- (3) 企業概要等の申請者の活動内容がわかる資料。
- (4) その他、市が提出を求める資料。

3 前2項に規定する電子届出、電子申請について、次の各号のいずれかに該当する場合は不要とする。

- (1) 苫小牧市が使用する場合。
- (2) 自治体や官公庁などの公的機関が第1条に基づいて使用する場合。
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合。
- (4) その他、市が申請不要と認めた場合。

(使用許可基準)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を認めない。

- (1) 苫小牧市及び苫小牧市こども どもんなかアクション ロゴマークの品位を傷つけるおそれがある場合。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合。
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合。
- (4) 苫小牧市の事業又は苫小牧市が認めた関連事業を推進するうえで支障となるおそれがある場合。
- (5) ロゴマークの一部だけの使用、変形等、デザインを変更して使用する場合。
- (6) 苫小牧市又は苫小牧市以外の者が保有する著作権、商標権、意匠権その他の権利を侵害するおそれがある場合。
- (7) 法令又は公序良俗等に反するおそれがある場合。
- (8) その他承認することが不相当と認められる場合。

(使用許可)

第7条 苫小牧市が第5条第2項に規定するロゴマーク使用申請を受理したときは、その内容を審査したうえで、「苫小牧市こども どもんなかアクション ロゴマーク使用許可・不許可通知書（様式第1号）」により申請者へ通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用に当たっては、次の各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 使用許可を受けた事項以外に使用しないこと。
- (2) ロゴマークの使用許可を受けた権利を他人に譲渡、貸与しないこと。
- (3) ロゴマークを商品又は商品パッケージ等に使用する場合は、ロゴマークが商品名として消費者に誤認されないようなデザインとすること。
- (4) ロゴマークのイメージ、信用性を損なうことがないように適正に使用するとともに、ロゴマークを使用した成果品の安全性、品質等に十分配慮すること。
- (5) 各種法令を遵守すること。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(変更申請)

第10条 使用許可を受けた者が、ロゴマークの使用方法を変更するときは、あらかじめ第5条に規定する使用申請を行うものとする。

(改善の指示)

第11条 苫小牧市は使用者が第6条各号のいずれかに該当する使用をしていると認めたときは、使用者に改善を指示することができる。

(使用許可の取消)

第12条 使用者が前条の指示に速やかに従わないとき、苫小牧市は使用許可を取り消すこ

とができる。

（使用の中止）

第 13 条 ロゴマークを使用する必要がなくなった場合、使用者は速やかに「苦小牧市こども どもんなかアクション ロゴマーク使用中止届（様式第 2 号）」を提出するものとする。

（使用に起因する問題）

第 14 条 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、使用者は速やかに苦小牧市に報告するとともに、使用者の責任において対策を講じなければならない。その場合、苦小牧市は損害賠償、損失補填その他法律上の責任を一切負わない。

（その他）

第 15 条 この使用規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は苦小牧市が別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、令和 7 年 5 月 13 日から施行する。